|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現 場 説 明 書  静岡県立総合病院 | | |
| 説明日時・  会場 | 現場説明会は行いません。 | |
| 工事名 | 令和元年度 静岡県立総合病院　第Ⅱ期リニューアル建築工事 | |
| 工事場所 | 静岡市葵区北安東 地内 | |
| 工期 | 令和４年２月28日（月）限り | |
| 関連工事 | ・静岡県立総合病院 第Ⅱ期リニューアル電気設備工事  ・静岡県立総合病院 第Ⅱ期リニューアル機械設備工事 | |
| 工事概要等 | 工事概要 | ① 本館1･2階 Bｴﾘｱ 耐震補強工事  ② 本館 1～3階 Dｴﾘｱ 耐震補強工事  ③ 本館 4～6階 Aｴﾘｱ 耐震補強工事  ④ 本館 4～6階 Bｴﾘｱ 耐震補強工事  ⑤ 本館 4～6階 Cｴﾘｱ 耐震補強工事  ⑥ 本館 4～6階 Dｴﾘｱ 耐震補強工事  ⑦ 循環器病ｾﾝﾀｰ 1階 高度救命救急ｾﾝﾀｰ整備工事  ⑧ 北館 1階 中央処置室整備工事  （1～4階エレベータ改修工事を含む）  ⑨ 北館 1階 守衛室 改修工事  ⑩ 本館 1階 外来便所 改修工事  ⑪ 本館 2階 外来便所 改修工事  ⑫ 本館 3～6階 中央廊下便所 改修工事  ⑬ 本館 A病棟 便所改修工事  ⑭ 本館 B病棟 便所改修工事  ⑮ 本館 D病棟 便所改修工事  ⑯ 全館 共用部 ｻｲﾝ改修工事  ⑰ 外構工事  上記に係る建築工事　一式 |
| 構造規模等 | ・本　館　　　　　 鉄骨鉄筋コンクリート造　地上７階地下１階  ・北　館　　　　 　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階地下１階  ・循環器病センター　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階地下１階 |
| 現場作業の  着手 | 契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を委託監督員へ提出し、委託監督員の承諾を得たのち着手すること。 | |
| 契約前の  提出書類 | 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作までの間に契約担当者に提出すること。 | |
| 契約 | 契約書の締結は落札決定日から７日以内とする。なお、契約に必要な契約書２部  （発注者用及び受注者用）については、受注者の負担とする。 | |
| 契約後の  提出書類 | 受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれに提出すること。  1　工程表　　　　　　　（２部 10日以内）  2　主任技術者等通知書　（２部 10日以内）  3　請負代金内訳書　　　（２部 10日以内）  4　工事カルテ受領書(CORINS)の写し（１部 10日以内）  　 ※工事カルテ特記仕様書による  5 建設業退職金共済制度等の掛金納入書（１部30日以内）  建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」  6 火災保険その他損害保険加入届出書（１部加入後直ちに）  　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、  その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期＋14日程度） | |
| 下請関係 | 施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。   1. 施工体制台帳（様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの）   受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。   1. 再下請通知書(様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの)   下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。  下請契約が数次にわたる場合には、順次上位の請負人を経由して受注者へ提出させること。   1. 施工体系図（様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの）   受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。   1. 提出の方法   二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。 | |
| 工事工程  月報 | 工事工程月報は、全景を含めた施工状況写真６枚を添付し、月末における工事の進捗状況をその月の25日までに発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。 | |
| 支払関係 | １　前払金  (1) 前払金は当該年度の支払い限度額の10分の４以内の額（万円未満切り捨て）  とする。  (2) 前払金は各年度毎に分割して支払う。各年度毎における前払金の支払額は、前払金の総額に、請負代金額に対する当該年度の支払限度額の割合を乗じた額とする。  (3) 前払金を受けようとするときは、各年度末（最終年度は工事完成期日に２週間を加算した期日）を保障期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。  ２　中間前払金  (1) 中間前払金は前払金に追加して、当該年度の支払い限度額の10分の２以内の額（万円未満切捨て）とする。  (2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。  (3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の２分の１以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。  ３　部分払  (1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の９以内の額（万円未満切り捨て）とする。前払金及び中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率に達したときに限る。なお、２回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は入札公告に記載のとおり。  　　計算方法  　　　部分払金の額＝Ａ－Ｂ  　Ａ＝出来形金額×９／10…万円未満切り捨て  　Ｂ＝出来形金額×（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額…万円未満切り上げ  　(2) 部分払いを求める場合は、予め出来形確認請求書及び細目毎の出来高数量を記載した出来高数量書（任意様式）を発注者及び委託監督員にそれぞれ１部提出すること。  ４　完成払  　(1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。  　(2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。  ５　支払の時期  (1) 前　払　金　　　　　請求書受理後14日以内  (2) 中間前払金　　　　　請求書受理後14日以内  (3) 部　分　払　　　　　請求書受理後14日以内  (4) 完　成　払　　　　　請求書受理後40日以内  ６　年度毎の支払い限度額  　　令和２年度の支払い限度額は、220,000千円とする。 | |
| 変更契約 | １　変更契約は、その必要が生じた都度、書面をもって協議し締結する。また、軽微な変更事項は、当該年度末又は工事完了のうち、どちらか早い時期までに、まとめて変更契約を行うこととする。  ２　受注者は、設計変更事項について、その都度、変更内容を整理すること。  ３　提出書類  変更契約に必要な変更契約書２部（発注者・受注者）については、受注者の負担とする。 | |
| 完成時の  提出書類 | ・完成届（２部）  ・完成写真（支払用　サービス版１部） | |
| 引渡し時の  提出書類等 | 原則として次によるが、提出書類、部数等の詳細は特記仕様書及び発注者との協議による。  ・引渡書  ・工事関係書類（１式）  ・工事写真帳  ・完成写真  ・完成図  ・施工図（原図サイズ図面二つ折り製本２部）  ・保証書（１部）  ・保証書の写し（１部）  ・各種検査合格証（１部）  ・各種試験成績表（１部）  ・その他説明書（保守・使用に関する指導案内書等）（２部）  ・鍵類（明細一覧表共）（３本/組）  ・予備品（１式）  ・連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの  ・ＣＤ－Ｒ（２部　※電子納品特記仕様書による） | |
| かし担保 | 建築工事  　鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造・・・２年  　木造又はこれに準ずる建築物・・・１年  　改修工事（耐震補強工事を含む）・・・１年  　※新築工事と改修工事がある場合は原則としてその部分ごとに瑕疵期間を定める。  設備工事  　電気、衛生、空調、昇降機、電話、自家発・・・１年 | |
| 材料及び製  造所等の報  告を求める  もの | (1)鉄筋　 (2)コンクリート 　(3)鋼材　 (4)制震デバイス  (5)注入用シール材・エポキシ樹脂材　 (6)トップライト　 (7)屋根防水材  (8)シーリング材　 (9)塗膜防水材 　(10)塗装材 　(11)建具  (12)パーティション　 (13)ガラス　 (14)内装材料　 (15)ユニットその他材料  (16)その他監督員の指示するもの | |
| 特に注意す  る安全対策 | ・診療業務を継続しながらの工事施工となるため、発注者及び委託監督員と十分に協議を行い、施工計画を立てること。  ・工事車両の出入り（経路を含む。）については、施設利用者や一般交通、歩行者等の支障とならないよう配慮し、安全対策に万全を期すこと。また、敷地内通  路や周辺道路等を汚損することがないようにすること。  ・病院敷地周辺道路を工事車両が通行する場合は、法定制限速度30km/h以下を遵守すること。また、重量車両については、これに係わらず20km/h以下で運転し、周辺住宅への振動防止に努めること。  ・交通誘導員を必要に応じ適切に配置し、安全対策を講じること。  ・別途発注工事の受注者(電気設備工事及び機械設備工事)及び医療器械メーカーとの調整を密に行い、工事及び品質に支障が生じないようにすること。  また、予め電気設備及び機械設備の位置等をプロットした総合プロット図を作成し、監督員の承諾を得た後に施工すること。  ・工事による振動、騒音、粉塵、臭気の発生の抑制に努めること。また、工事において医療業務に支障のある振動、騒音、粉塵、臭気等を発生させる工程がある場合は、委託監督員と事前協議を行い、施工２週間前までに、当該工事説明資料を添付し「騒音・振動等作業申請書」を発注者に２部提出すること。  ・作業時間は原則として、午前８時30分から午後５時までとし厳守すること。  　なお、工事内容、工程等の理由から、これにより難しい場合は、発注者と協議し了解を得ること。  ・本工事において発生する産業廃棄物については、分別収集、リサイクル、再利用、再使用、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化等による廃棄物減量化に配慮すること。  ・各種法令を遵守すること。  ・資材等の保管には、十分注意すること。  ・作業員の喫煙は、現場事務所内の喫煙室にて行うものとし、病院敷地内及び病院周辺道路での喫煙は不可とする。  ・現場の内外を問わず、工事関係者によるタバコの吸殻、空き缶等の投げ捨てや放置は厳に慎むこと。  ・本工事とは無関係であっても、清掃等により現場周辺の美化に努めること。 | |
| その他の  事項 | １　監督員事務所　　必要  （監督員事務所に必要な備品等については、特記仕様書に記載のとおり）  ２　受注者の現場事務所は、病院敷地南側隣接敷地に設置されている第Ⅰ期リニューアル工事の現場事務所を第Ⅰ期リニューアル工事の完成時に当該工事の受注者から引き継ぐことを想定している。（有償・特記仕様書に記載のとおりで、共通仮設費（積上分）に費用計上のこと。）  なお、来客者用駐車スペースを同敷地内に６台分確保すること。  ３　受注者及び作業者の通勤用駐車場は、病院敷地外に別途確保すること。  ４　工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とする。  ５　設計書において、設計書の直接仮設工事に計上されている事項は任意仮設とし、共通仮設費に計上されている事項は指定仮設とする。  なお、受注者の都合により、仮設の追加等を行う場合は、受注者の負担とする。  ６　創意工夫の現場適用に積極的に取り組むこと。  ７　官公庁申請資料等については、適切に行うこと。  ８　工事の時期及び方法等について総合調整が必要な場合には、関係者と協力して適切に行うこと。  ９　受注者には設計CADデータを貸与する。  10　受注者は、第３者の現場視察に協力すること。  11　上記のほか円滑な病院運営等のため、受注者は、発注者からの軽微な要望等について協力すること。 | |